

令和3年5月28日 第27回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時50分

1 出席委員

1番 遠藤 勇	2番 石黒 彰	4番 吉村 進
5番 岡元 義春	6番 榊原 武義	7番 宮口 孝治
8番 荻原 博佳	9番 鳥羽 秀男	10番 吉川 友二
11番 阿部 昇	12番 齋藤 陽敬	

2 欠席委員

3番 遠國 和宏

3 議事に参与するもの

事務局長 山田 弘幸
総務担当主査 留田 篤史
総務担当主査 餌取 秀和

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	議事録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
日程第 4	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
日程第 5	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第3号 土地の現況証明書下付について
日程第 7	議案第4号 農業委員会の活動の点検・評価及び活動計画の事前公表について

第27回農業委員会総会

令和3年5月28日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和3年度第27回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、3番遠國和宏委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「意義なし」の声)

○議長 意義なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名について、4番吉村進委員、6番榊原武義委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、相続人より通知がありましたので、ご報告します。

本件は、父親の死亡による相続に伴うもので、相続人の住所等は、記載のとおりで

す。

権利を取得した日は、令和3年2月17日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地は賃貸中のため、あっせん希望はございません。

以上で、ご報告を終わります。

○議長 報告第1号については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、本件につきまして、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番と2番につきましては、譲受人が同一人であることから、一括で、ご説明申し上げます。

1番について、ご説明します。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南2丁目1番3外3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、鉄軌道用地、現況は畑です。

面積につきましては、6,491㎡で

す。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、賃貸していた農地の処分を行い、譲受人におきましては賃貸していた農地を取得するものです。

申請によりますと、売買価格は2,077,120円、10アール当たりで320,000円となっています。

次に、2番をご説明します。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南2丁目11番1外2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、10,713㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、賃貸していた農地の処分を行い、譲受人におきましては賃貸していた農地を取得するものです。

申請によりますと、売買価格は3,749,550円、10アール当たりで350,000円となっています。

本件は別紙の議案調査書のとおり、譲受人は受け手として農地法第3条第2項の内容に該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しています。

なお、今月13日に現地調査を実施しています。

以上で、ご説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 1番2番について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。9番、鳥羽秀男現地調査委員長。

○鳥羽現地調査委員長 本件は、今月13日に私と榊原委員、遠藤委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長 1番、2番については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番をご説明します。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町白糸276番1外23筆、計24筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、535,061㎡です。

次に、この贈与・移転の理由ですが、平成27年9月1日、経営移譲に伴い、親子間で農地を使用貸借していましたが、今回、贈与により、所有権の移転を行おうとするものです。

本件は別紙の議案調査書のとおり、譲受人は受け手として農地法第3条第2項の内容に該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しています。

以上で、ご説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 3番について、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第5条の規定による許可申請のあった件について、意見を付したいので、ご審議をお願いするものです。

土地所有者、転用者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1992番、1993番の2筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、現況は畑です。

面積につきましては、41,912㎡のうち17,249㎡です。

次に、転用の目的・理由・内容ですが、表土が浅く起状があり、農耕地としても支障をきたしていることから、一時的に砂利を採取して、採取後、平坦な農地に整地し、農地の所有者に引き渡すものです。

契約の内容としては、使用賃借による一時転用です。

なお、今月13日に現地調査を行い、別紙の議案調査書のとおり、農地転用許可における立地基準・一般基準について、許可基準に適合していることから、本許可申請は問題なく、不許可にする理由はないと判断しています。

以上で、ご説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。9番、鳥羽秀男現地調査委員長。

○鳥羽現地調査委員長 本件は、今月13日に私と榊原委員、遠藤委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、本件は一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取することとします。

その結果「許可相当」との意見がありましたら、足寄町事務委任規則第2条第1項第6号により許可することとします。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番をご説明します。

願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鶯府196番1外3筆、計4筆です。

本件の公簿地目は畑で、本件は地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、ご説明を終わります。

○議長 1番につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。鳥羽秀男現地調査委員長。

○鳥羽現地調査委員長 本件は、今月13日に私と榊原委員、遠藤委員、事務局で現地調査を行いました。

現地は、すでに原野の状況であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長 1番につきまして、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番について説明します。

局長。

○事務局長 2番をご説明します。

願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾195番59外5筆、計6筆です。

本件の公簿地目は牧場、畑で、本件は、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、ご説明を終わります。

○議長 2番につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。鳥羽秀男現地調査委員長。

○鳥羽現地調査委員長 本件は、今月13日に私と榊原委員、遠藤委員、事務局で現地調査を行いました。

現地は、すでに原野及び山林の状況であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長 2番につきまして、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、3番について説明します。

局長。

○事務局長 3番をご説明します。

願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登本町3番1、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、本件は、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求め

以上で、ご説明を終わります。

○議長 3番につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。鳥羽秀男現地調査委員長。

○鳥羽現地調査委員長 本件は、今月13日に私と榊原委員、遠藤委員、事務局で現地調査を行いました。

現地は、すでに山林の状況であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。

なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長 3番につきまして、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、4番について説明します。

局長。

○事務局長 4番をご説明します。

願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別433番25、計1筆です。

本件の公簿地目は牧場で、本件は、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求め

以上で、ご説明を終わります。

○議長 4番につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。鳥羽秀男現地調査委員長。

○鳥羽現地調査委員長 本件は、今月13日に私と榊原委員、遠藤委員、事務局で現地調査を行いました。

現地は、すでに原野の状況であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認

以上で、ご説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

○議長 4番につきまして、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、5番について説明します。

局長。

○事務局長 5番をご説明します。

願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町共栄町115番10外13筆、計14筆です。

本件の公簿地目は畑で、本件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

令和3年4月23日開催の全員協議会におきまして、鳥羽現地調査委員長、榊原委員、遠藤委員で航空写真等により調査を実施しました。

願出地は、すでに鉄塔が立っており、雑種地であることから、農地及び採草放牧地以外であると判断しました。

以上で、ご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 5番につきまして、ただいま局長の説明のとおりです。何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 農業委員会の活動の点検・評価及び活動計画の事前公表について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第4号、農業委員会の活動の点検・評価及び活動計画の事前公表について、ご説

明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第37条に基づき、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の事前公表について、ご審議をお願いするものです。

平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され、法第37条において「農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならない」とされました。

本改正により「農業委員会の適正な事務実施について」が廃止され、点検・評価及び活動計画の事前公表は必須ではなくなりました。

しかしながら、地域農業者等からの主要望・意見及び対処内容の項目があることから、従来通り、別紙「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を足寄町ホームページに一月程度、公表して意見聴取を行うこととします。

また、意見等を反映したものを次回の総会でご提案します。

なお、本議案につきましては、4月23日開催の全員協議会において、協議していただいたものであることを申し添えます。

以上で、ご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 議案第4号につきまして、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年度第27回足寄町農業委員会総
会を閉会します。

午後 1時 50分 閉会

議 長 齋藤陽敬

農業委員 吉村進

農業委員 柳原武義
